

## 「イコクルいばらき」まちづくり連携に関するパートナー宣言書

### (目的)

第1条 「イコクルいばらき（以下、「イコクル」という。）」が茨木市南部地域の暮らしを支える拠点として、地域住民やイコクルに立地する各事業者等の相互の連携及び共創により、地域振興に寄与するとともに、地域の魅力や価値の維持向上を図ることを目的とする。

### (連携事項)

第2条 本宣言に賛同する事業者等（以下、「パートナー」という。）は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域共生の取組（にぎわい・交流、防災、安全・安心、環境・美化等）に関すること
- (2) 多様な主体との共創の取組に関すること
- (3) その他、本宣言の趣旨を実現するために必要なこと

### (イコクル会議の設置)

第3条 第2条の連携事項を協議し調整するため、パートナーが参加する会議（以下、「イコクル会議」という。）を設置する。

### (機密の保持)

第4条 本宣言に関して知り得た情報は相手方の承諾を得ることなく漏らしてはならない。

### (疑義)

第5条 本宣言に定めのない事項又は本宣言の内容に疑義が生じた場合は、その都度イコクル会議で協議のうえ決定するものとする。

令和8年1月1日

イコクルいばらき関係事業者有志・茨木市